

特集にあたって

東京工業大学工学部 今野 浩

昨年の暮れに、「アルゴリズムと特許」と題する連載を了えてまもなく、「ソフトウェアとアルゴリズムの知的財産権保護」に関する特集号を企画するよう、編集部から依頼をいただいた。そこで、以下の5人の方々に、きわめてご多忙であることを知りつつも、執筆をお願いしたところ、全員から快諾をいただき、期限どおりに原稿を頂戴することができた。ここに執筆者の皆様には厚くお礼申し上げる次第である。

まず、トップバッターをお願いした森口繁一先生はここで改めて紹介するまでもなく、わが国のORの基礎を築かれたパイオニアのお1人である。かねてより、現在の（特に米国における）アルゴリズムやソフトウェア特許の状況に、深い憂慮の念を表明しておられると承っていたので、この機会にぜひご意見を伺いたいと考え、執筆をお願いしたところ、絶妙のエッセイをお届けくださった。アルゴリズムとソフトウェアの保護については、すでに30年も前から、専門家の間で議論が行なわれていたことを知り、このような事態を迎える前に、何らかの手を打てたかもしれない、との想いをいただくのは私だけではないはずである。

2番目は、ウィスコンシン大学マディソン校IE学科のS. Robinson教授である。同教授は、国際数理計画法学会の「アルゴリズムと法律」専門委員会の委員長も務められた、非線形最適化理論の世界的権威である。約3年前に出された同委員会の報告は、アルゴリズム特許全廃を訴えたもので、内外の専門家に強いインパクトを与えたが、今回は一般読者向けに、米国におけるアルゴリズム特許の現状と、それに反対する研究者サイドの意見を述べていただいた。

3番目は、数理計画法ソフトウェア作りのプロである、ラボ・テリーの前田英次郎氏である。同氏は、実務家の立場から、アルゴリズム特許の恐ろしさと空しさを指摘する一方で、優れたアルゴリズムを発明した人々には、金銭的に報いることも必要だとの立場から、アルゴリズム使用料供託制を提案されている。このアイデアは、特許に替わる現実的なシステムとして、今後の議論の出発点を与えるものと期待される。

4番目のつくば国際大学の反町洋一氏には、著作権によるソフトウェア保護の来歴と、わが国の現状を解説していただいた。同氏は最近まで三菱総合研究所において、ORの実務にたずさわってこられた大先輩の1人であるが、ここ数年間文化庁の著作権審議会の委員を務めておられるので、このテーマに関しては文字どおり最適任者である。

最後は物理学畑の出身で、現在は知的財産権問題を専門とされている弁護士佐野稔氏である。ソフトウェアは、従来の工業生産品と全く異なる性質をもつ商品であるとの立場から、新しい法体系の必要性を論じていただいた。実務家には、この提案は現実味に欠けるとの印象を与える可能性もあるが、ソフトウェアと特許という組合せ自体が基本的なミスマッチである、ということ論じた内容である。

話は変わるが、前回の連載で、ここでとりあげたような問題に関する適正な着地点を探るためには、日・米の技術者と法律家の共同作業が不可欠である、という考えを述べたところ、法学者中川淳司氏（東工大助教授）を経由して、米国の法律専門家の知るところとなり、昨年暮れに日米シンポジウムの企画がもち上がった。そこでOR学会のソフトウェア研究部会と数理計画法研究会の共同主催、米国ジョージ・ワシントン大学と東京工業大学後援のシンポジウムの企画を、国際交流基金・日米センターに申請したところ、このたびその審査をパスし、来る1995年3月10日11日の両日、パシフィコ横浜（みなとみらい21）の国際会議場で日米シンポジウムが実現することとなった。

米国側からの参加者としては、Richard Stern, Mitchell Kapor, Eric Bloch, P. Samuelson, Brian Kahin氏などの諸氏がほぼ固まっている。世界で初の日米の技術者と法律家によるシンポジウムということでもあり、関係者からは大胆すぎる企画であると危ぶむ声も挙がっているが、もはや引き返すことは不可能なところにきてしまった。OR学会関係者のお知恵を拝借しつつ、計画を進めたいと考えているので、ご支援をお願いする次第である。